

機関紙·発行 No. 196

2021 4. 7

南部地区労働者交流会

東京都品川区西五反田 2-11-15-501 壱番館・V プロダクション 気付

☎ & FAX 03-3490-0372

東京南部労働者組合(南部労組)メールアドレス southwind@mbr.nifty.com

★地域に闘う労働運動を! ★争議団・職場闘争に勝利しよう! ★労働法制改悪を阻止しよう! ★原発反対!辺野古基地反対! ★戦争・治安国家化を許さない!

今号の目次

P.1 -----3.28南部春季集の写真

(P.2) の写真と今号の目次

P.2 -----3.28南部春季集会

P.3 -----学研ふじせ闘争

P.4 ----福祉協会闘争

P.5 -----ス労自主闘争/2.26労働法連絡

会全体会

P.6 -----3.7~8全国争議団交流集会& 現場行動

P.7 -----2.27全都実総会·少年法改悪 反対講演会/共同行動

P.8 -----鈴木さん闘争/活動日誌

南部春季集会報告

今年の南部春季集会は3月28日、大崎第一区民集会所・第一集会室で開催された。 昨年は、品川区による登録団体構成員全員の名簿を提出しなければ区の施設を使用させないとする「施設予約システム」の団体登録更新手続き拒否を、「組合・団体に対する不当な行政介入、実質的な集会使用制限であり、憲法に保障された集会・結社の自由を侵害する」として違憲訴訟(2018年12月)を起こし、ほぼ組合の主張に沿う形で和解を勝ち取り、これまで通りの手続きで開催できた、実に4年ぶりの品川区施設での開催だった。今年は品川区からの不当な使用拒否の圧力もなく開催できたが、新型コロナ感染拡大防止のために収容人数を大幅に制限された。3人掛けの椅子に1人、70人は収容可能な会場に25人までと減員されての開催となった(ちなみに緊急事態宣言は3月21日に解除)。

司会の挨拶に続いて連帯挨拶 I、基調報告、連帯挨拶 II、決意表明の順に発言を受けた。発言内容は省略するが、それぞれの運動体が長年係わってきた、また、これから取り組むべき政治的・社会的諸課題や争議状況の現状と今後の方針と展望等について熱のこもった発言が続いた。

連帯挨拶 I は、争議団連絡会議、三多摩労組争議団連絡会議、北部労働者共同闘争会議、西部地区労働者共闘会議から発言を受けた。

基調報告は、南部労組・日本知的障害者福祉協会から、年間の闘いの経過、個別闘争報告、反弾圧闘争、労働法制改悪との闘い、運動的・組織的力量の強化、運動・組織強化の取り組み、方針等、時間の制約で各課題に報告時間の長短を考慮しながら提起された。新しい活動としては、リニューアルした南部労組のリーフレットも作成中、2021年度は新リーフレットで南部労政会館との連携強化を図り、労働相談や組合加入につなげること、南部労組ウェッブサイトに機関誌『なんぶ』のウェッブ版の掲載を始めたことも報告された。

連帯挨拶Ⅱは、渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合、ユニオン東京合同ブリタニカ分会、破防法・組対法に反対する共同行動、労働法制改悪阻止・職場闘争勝利!労働者連絡会、差別・排外主義に反対する連絡会、最後に、日韓民衆連帯委員会の韓国サンケン労組への連帯・共闘の力強いアピールで連帯挨拶の最後を締めくくった。

決意表明は、南部労組・日本知的障害者福祉協会、南部労組・鈴木さん(病気療養中でメッセージを頂く)、東京ふじせ企画労働組合から、山積する今年度の課題解決へのゆるぎない意思の表明がされた。4.23 南部春季統一行動への呼びかけもされた。

最後に、スローガンをシュプレヒコールして南部春季集会を終えた。参加者は、地域の市民団体の方で初参加もありましたが、体調不良その他で不参加となった南部のメンバーも少なからずあり、収容制限人数ぴったりの25名だった。





3 - 29 「新新損賠」判決糾弾!

3月29日、「新新損賠」=学研・ココファン関連の第3次の損害賠償請求訴訟の判決が出された。これは2018年に学研の高齢者施設=ココファンまちだ鶴川で起きた殺人事件につき、学研が記者会見も開かないことを批判的に論評したロングライフサポート協会という福祉団体理事長のブログの記事とこれへの書き込みを12月の株主総会時に配布の組合ニュースで紹介したこと(①)、また毎年不当な総会運営がなされ、その中で明らかに学研経営がふじせ側の株主を誹謗する事のみを目的とした発言を一部株主に行わせている事実を「サクラ株主」と表記して指摘したこと(②)、これら2点が「名誉毀損」であるなどとして、1650万円の損害賠償訴訟を仕掛けてきたもの。判決は、予断と偏見ではじめから結論ありきの判決に合わせて、組合側が立証した事実はなかったかのように扱い、学研経営の主張を丸写しするものだった。

1650万円の損賠請求に計55万円と大幅減額だが、争議権を全面否定

「損害賠償金は、原告学研HDに対し33万円、学研ココファンに対し22万円を支払え。ウェブサイト 目録記載の名誉毀損の文言を削除せよ。損賠金につき仮執行を認める」というのが主文の内容。金額こそ大 幅減額だが、組合側が、この訴訟は、このかんくり返されている損賠訴訟攻撃と同様に訴権の濫用であり、 個人をも被告にしていることも含め被告らに応訴の負担を生じさせ、批判的言論を威嚇するものであること も明らかにしていることに対して、裁判所はその事実を「推認することはできない」などとし、「学研 HD の 使用者性が否定されており、・・・原告らに対する関係で争議行為を含めた労働組合の活動としての保護を与える ことはできない」などとこれまでの損賠での裁判所判決と全く同様に、使用者責任の範疇を超える争議責任が 存在することへの理解を全く欠いた誤った認識で争議権を全面否定し「正当な組合活動でない」としている。

学研の社会的評価を低下させる、という文言について

「名誉毀損」の根拠としての「学研 HD の社会的評価を低下させている」という認定については、学研経営側の主張をなぞって以下のように歪曲した解釈を加えている。

①について 「本件文言は、本件ブログからの引用の形式を用いて、原告らの関係者が同殺人事件の犯人であるとの事実を摘示するものであり、また、本件ブログからの引用の形式を用いて、原告らが金銭の力で同殺人事件の真相を隠蔽しているとの事実を摘示するものと理解せざるを得ない。上記摘示事実は、訪問介護事業、サ高住の運営を主な事業としている原告ココファンの関係者が本件施設の入居者を殺害した上、この殺人事件に関する情報を隠藪する目的で原告らが警察、報道機関等に金銭を交付しているとの印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものであるというごとができる。」などと言っている!

引用元のブログの書き込みは「学研のやつ犯人違いますか」「利益しか考えない学研ですから金で伏せてるのでは」という記述だけだ。組合はこれらの書き込みが根拠のない憶測であり、読んだ読者もそれ以上のものと受け止めないものであると考えていることを法廷でも述べ、この殺人事件発生への記者会見を行わない対応へのブログ主催者の疑念に株主総会でまず回答することを求め、根拠のない憶測がさらに書かれたりすることに株主利害に関わることとして警告したものだ。読み手からもニュース記事は書き込みに賛同などしておらず、学研経営陣に注意を喚起したものだと受け取れるものだ。学研 HD が「名誉毀損」に仕立てるために牽強付会で短絡的なびっくり主張を行ったことに裁判所はここまで悪のりして同調しているのだ。

②について 組合の記事の表現は「原告学研HDの代表取締役等が株主総会において、・・故意に質問を封じるという不当な議事整理権の行使をしたり、これに対する回答を避けたりして説明義務を果たしておらず、さらに、被告らの関係者である株主からの質問を封じる意図で特定の株主と事前に通謀し、株主総会の場で被告らの関係者である株主に対する批判的な意見を発言させることにより・・質問に対する説明義務を回避するなど、上場会社にあるまじき不当な株主総会運営を繰り返し行ってきたという印象を与えるもの」で、裁判所から見て事実に反する記述で学研HDの社会的評価を低下させるものである、としている。15年にわたる株主総会の実態を詳細にわたって証明した組合の証拠と証言については、「総会での原告学研HDの役員と株主との質疑応答の様子を詳細に記載したとする被告らが作成したビラ(乙5~23)を提出するが、同じには、大きなは、大きな場合の表ははしたるよ

保質と株主との質疑心管の保丁を詳細に記載したとする被占らが作成したとフ (と30~23) を提出するが、同ビラは一方当事者が作成した客観性の担保されていない書面にすぎず、直ちに同証言等の裏付けとなるものではなく、上記各証言等に係る事実をそのまま認めることは困難であるし、これに類した事実があったとしても、それをもって議長に与えられた裁量を逸脱等したものと直ちにいうことはできない」などとしている。総会の記録については原告学研は組合の記録の誤植部分を指摘する書面を出したのみで、反対の立証を行っていない(全録音記録を出せば、組合記録と同一の事実が分かるので、できなかった)のに、ここまで学研に与した判断をしているのだ。「サクラ株主」との表現も、「被告らは会ったこともない相手であることを認めており」と根拠がないかのように認定しているが、組合は果たしている役割が事実の経緯から明らかである故のことで、他の「御用株主」等と区別して、表現の意味を説明して使ってきているものだ。

他にも判決は不当な認定のオンパレードだが、詳しくは控訴審等、別の機会に。東京ふじせ企画労組

日本知的障害者福祉協会 不当勞動 2021

不当労働行為救済申立3°5第22回調査 3°8第13回回体交渉

3・5 第 22 回調査

不当労働行為救済申立・日本知的障害者 福祉協会事件第21回調査が、2021年3 月5日(金)13:30から東京都労働委員 会審問室において行われた。協会側は協会 顧問弁護士と太田常任理事、古屋総務課長、 三浦政策企画課長(兼事業課長)。我々組 合側は当該組合員の他、南部労組の仲間4 名が集まってくれた。

第 20 回調査から事務局長の末吉には団体交渉に出られない "特殊な事情" があると協会が突然言い出し、本調査はそれに基づいた協会からの和解提案を検討し、組合が和解の方向性を示すという段取りで、3月1日に協会(顧問弁護士)から「報告書」という書面が申立人に届いたのだが、協会には和解したいという意向があるということだけは解ったのだが、どうしたらこんな滅茶苦茶な論理展開ができるのか、とても受け入れられるものではなかった。

これまでの協会の都労委での主張やこの間の第9回以降の団体交渉での対応もそうだが、嘘だらけで全く信用できないし、事務局長の末吉が"特殊な事情"とやらで団交に出られないという協会の言い訳も本当かどうか怪しい。しかし、最大限譲歩して、和解に向けて労使で歩み寄らざるを得ないとすれば、今後の健全な労使関係を構築するためにも、我が組合もある程度の配慮や協力を行うことは吝かではないが、2018年2月23日に申し立てた不当労働行為からの救済から既に3年超の時間が過ぎている中で、今更そんなことを言い出し、無駄な時間を浪費させた責任は重い。

この「報告書」を受けて、申立人からの 具体的な和解案を提出、次回期日で都労委 としての和解案を提示するという流れに なったが、どうなることやら……。次回、 第 23 回調査は 4 月 22 日(木) 13:00 からとなった。

3 · 8 第 13 回団体交渉

2021年3月8日(月)18:00から1時間、日本知的障害者福祉協会と南部労組・福祉協会との第13回団体交渉が協会事務局の入っている KDX 浜松町ビルの裏手にある浜松町 TS ビルにあるビジョンセンター浜松町5階F会議室で行われた。

相変わらず末吉事務局長は団交から逃亡したが、協会側の団交参加者は、太田常任理事・古屋総務課課長・三浦政策企画課長(兼事業課長)の3名。組合側の団交団は当該含め南部労組4名。

協会顧問弁護士が先週末から高熱を発し ていて、新型コロナウイルス感染か?とい う突然の協会からの連絡に、団交延期か? という慌ただしい事態となったが、予定通 りに団交開催。前回団交で継続協議となっ ていた労働者代表の民主的で公平・公正な 選出方法としての投票方式での実施につい て交渉を行った。労使でモデル的な選挙管 理規程を作っている日の出福祉園(知的障 害者入所施設)の事例について H 特別執行 委員(職員労働組合「ゆにおん同愛会」執行委 員長) から丁寧な説明を受けたにもかかわ らず、協会は従来からの挙手に拘泥する有 様で、お話にならなかったが、組合の思い 通りにさせない、組合員を労働者代表にさ せたくない、という協会の陰険な思惑を粉 砕するにはさらなる協議を要するだろう。

時間切れのため、都労委で一部和解となった和解協定の協会の履行状況については次回に持ち越しとなった。次回団交は未定である。 松浦 聡 (南部労組・福祉協会)

南部労組・福祉協会の組合ブログ はこちらから☞

jaidunion.wordpress.com



労働法連絡会第23回全体会を開催

労働法制改悪阻止・職場闘争勝利!労働者連絡会の全体会が2月26日、東京しごとセンターで開催された。

コロナで都の他の施設同様に午後8時までと制限があり、基調報告が「連絡会の活動 =解雇自由化、裁量労働制対象拡大に反対する取組み」「労働委員会の団結解体機関化 阻止の闘い」「労働者を取り巻く現状」「争議・労働運動解体攻撃と判決・命令」「向こ う1年間の闘いの方向性」「財政報告」として足早に提起された。

質疑・討論では、労働審判をめぐって当事者に口外禁止が強要されたことの違法性が認められた長崎地裁での国賠裁判判決の評価について意見が交わされた。労働審判でも和解内容の口外禁止がされているが、判決はこれが当事者の拒絶にもかかわらず強要されたことを違法としており、このような第三者非開示条項を付すること自体は違法としていない。「手放しで評価できない判断だ」という意見が出されたわけだが、裁判所、そして現在の労働委員会が「第三者非開示条項」自体を積極的に推進している中で、判決で自ら違法性など認めることはない。「労働者が闘った結果や成果を仲間に伝えたい」との思いを抱いていることに対して、口外禁止を強要したことが違法とされる判決を引き出した意義は小さくない。労働審判制度の問題性は私たちの共通認識であるが、そのような場であれ、口外禁止条項の理不尽な姿が明らかになったことを活かしていきたい。

もう一点の議論は労働委員会規則を改悪し、「オンライン調査」が可能とされたことについて。経営者がオンライン団交を提案するなど、コロナに乗じた、労働者の活動の直接性=経営と直に対峙し大衆的に追及する意義を封じる動きを許してはならない、との趣旨の意見が多く出され、対応を求められていることを確認した。

時間が足りず、労働法改悪に関わる多くの議論はまだ積み残されているが、闘いの方向性を確認し、有意義な全体会となった。 (労働法連絡会・南部交流会 K)

"動かぬ闘い"を継続中!

組合員の平均年齢76歳の後期高齢者集団の私たちス労自主ですが、 高齢者は新型コロナウイルスに対する感染リスク率が高いと指摘され ています。自分を守ることが他人を守ることになるとして、「移動を伴う組合活動 の停止」との組合指令の下、各自がス労自主的に活動中です。

これに伴い、組合活動も大きく変わりました。西荻窪の仮事務所から発送して物品販売闘争は、生産者や業者からの直送品のみに変更し、昨年夏の定期全国大会と今年春の臨時全国大会は代議員が一堂に会することが出来ないため、パソコン大会となりました。全国の代議員のパソコンに配信された議案書を基にパソコンで質問意見を交わすため、1ヵ月弱の長丁場となりましたが何とか終えることが出来ました。

"動かぬ闘い"とは言え、我が国の石油独占企業ENEOSに対する8君不当解雇撤回闘争を諦めたわけではありません。これからも8君不当解雇撤回闘争を基軸に闘っていくものです。

ス労自主

3・7全国争議団交流集会 3・8全国結集行動を闘い抜く!

今年3月7日には第40回全国争議団交流集会が品川中小企業センターで開催された。 コロナで会議室貸し出しが夜間は行われないことが影響して、時間を前倒し、午前11時から協賛団体会議、12時半から分科会(「争議経験交流」「争議非合法化・治安攻撃」)を開催、2時半から4時半に全国交流集会開催となった。会場周辺には早くから約10名の私服公安が徘徊、玄関近くからは追い出し、抗議した。

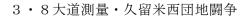
第1分科会でユニオン No 6 など新しい仲間からの報告も得られ、本集会での連帯挨拶も、破防法組対法に反対する共同行動、デモくらい自由にやらせろ実行委員会、医療



観察法を許すなネットワーク、辺野古を土砂で埋めるな実行委員会、労働法連絡会、立川自衛隊監視テント村、韓国サンケン労組(オンライン)と日韓民衆連帯委員会からいただき、特別報告を関西生コン支部から受け、カンパ要請を挟んで争団連から基調報告、全国の争議団紹介、集会決議文採択、大道、ケミカルからの決意表明と順調に進行、63名の結集で内容も充実し盛り上がった集会となった。懇親会も大井町で20名の仲間が参加し、交流を深めた。

翌日、3月8日の全国結集行動では、連帯労組大道測量の藤後糾弾情宣、三合労ケミカルプリント分会の青梅本社前集会を、それぞれ50名、60名の結集で力強く打ち抜くことができた。この後、小作の最寄りの会館で総括会議が持たれた。以降の全国交流会の持ち方など討論が求められており、5月、6月と関西・九州での企画会議で各地の現状につき共有を図りながら全国の共闘の強化・発展を期することとした。(争団連K)







ケミカルプリント社前集会

3/12「戦争・治安・改憲 NO!」霞が関ー周デモ

今年に入って二度目の緊急事態宣言延長が続く3月12日、「戦争・治安・改憲 NO!」霞が関一周デモが取り組まれた。

菅政権は、コロナ対策のみならず、五輪・外交政策等々、あらゆる領域での無為・無策ぶりを露呈すると同時に、家族の「忖度」疑惑、閣僚・事務官の「接待」疑惑が留まるところを知らず、泥沼状態だ。この菅政権に抗議の声をあげ、菅退陣のとどめを刺すべく、霞が関の各省庁に対し抗議の声をぶつけるとともに、改憲と戦争阻止!菅倒せ!の声を霞が関一帯に響かせてデモ行進を行った。

当日は日比谷公園霞門に結集。最初に 主催者からの基調的な提起があり、続いて 連帯挨拶。オリンピック反対の取り組みから 宮崎さん、日韓連帯運動から尾沢さん、反 原発運動から久保さん、辺野古基地建設反 対の取り組みから大仲さん、少年法・刑法等 改悪反対運動から山口さんが発言。それぞ れが力の入ったアピールだった。



デモは霞門を出発してまず法務省・検察庁前でシュプレヒコール。続いて皇居方面・警視庁・警察庁・裁判所前、外務省・財務省前、文部省前、ぐるっと回って折り返し、経産省前、厚労省前でそれぞれ声をあげた。最後は霞門に戻り簡単な集約集会。結集は70名。

2/27刑法改悪阻止!保安処分粉砕!全都労働者実行委員会総会報告

2月27日「刑法改悪阻止!保安処分粉砕!全都労働者実行委員会」の総会が開催された。今年は全都実としても少年法・刑法改悪反対の取り組みに力を入れてきたこともあり、ともに「刑法・少年法改案に異議あり!緊急アクション」を立ち上げてきた丸山泰弘さん(立正大学准教授 刑事政策・犯罪学)に「監獄法改正の議論からみる新自由刑の課題」と題して講演をいただいた。

総会の最初に全都実からの基調提起があり、この 1 年間の取り組みの経過と総括、闘いの 方針が示された。医療観察法の実態と廃止闘争の現状、法制審情宣や少年法・刑法等改悪 反対に向けた緊急アクションの結成、その他精神障害者差別や保安処分反対の取り組みに ついての報告と提起がされた。

講演では、はじめに、1. 監獄法改正時の「主体性」に関する歴史的展開、2. 現行法での矯正処遇の位置づけ、3. 改善指導を義務化「できる」とする学説と「できない」とする学説、4. 新自由刑とその問題点、むすびにかえて、という小題に沿って、監獄法が刑事施設法~刑事施設被収容者処遇法に「改正」されてきた過程であった歴史的論争と、その経過がすっぽり抜け落ちるように今回の刑法等改悪法案における「義務付け」が盛り込まれている事の批判的検証および新自由刑の問題点等が丁寧に解説された。

講演をうけた後は活発な質疑応答となり、緊急アクションを立ち上げた一人でもある山下幸夫弁護士も参加して質疑の一部に答えて戴いた。参加者は20名。 By an

コロナ下での緊急入院で見えてきたこと

2月14日の夜、足が真っ赤に腫れあがり、高熱と吐き気などで救急車をよんだ。東邦医大 救命救急Cにまわされ、結果、「蜂窩織炎(ほうかしきえん)」という細菌がからだに入って腫 れる病気だった。

ここで問題が起こった。病院側が、「新型コロナ感染防止対策」という理由で介助者を排除。これまで病院や行政との交渉で入院時介助を認めさせてきたし、このコロナ禍での感染時のリスクの高さから、障害者を持つ場合の優先的措置を求めて、厚労省・東京都とも交渉し、然るべき対応をするよう病院関係に通知も出させてきた。それにもかかわらず、病院側は「コロナ対策で一律面会禁止」「当院の方針ですので」と一方的に拒否してきた。この間交渉をしてきた大田区の担当係長を同行して、厚労省や東京都の通知を示し病院側と再交渉したが、担当医師が頑として応じず。介助と医療的看護はちがうし、重度障害者にとってなれた介助者の介護はきちんと治療を受けるためにも必要不可欠。厚労省も病院での重度訪問介護の利用は保証している。感染予防対策についてもしっかり対応する体制を提案しているのに、絶対におかしい!

今回は交渉途中で「病状が安定してきたので退院」という話になった。介助がいない中で無理に入院している事もないので退院してきたが、病院側はめんどくさくなったので、放り出した感は否めない。ひどい話だ。実際、安静にするしかやることはないが、体調がなかなか戻っていない。

また、昨年からのコロナ禍での交渉で、万が一の時に備えて介助者付きでの入院先を「あらかじめ整備しておく」ことを申し入れてきたが、行政はそれを怠ってきた。今回の件では大田区を経由していくつかの病院を候補として確保させたが、引き続き今後の大きな課題だ。

入院中、「全国公的介護保障要求者組合」の仲間も心配していろいろ連絡をくれ、厚労省や東京都、大田区にも素早く働きかけてくれた。とても心強かった。(鈴木敬治さんの文章より抜粋)

